

高事第 1368 号  
令和 6 年 6 月 21 日

各軽費老人ホーム設置者 様

大阪府知事 吉村 洋文

軽費老人ホームが入所者から支払いを受ける利用料の額について（通知）

大阪府軽費老人ホームの設置及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 112 号）の規定に基づき、軽費老人ホームが入所者から支払いを受ける利用料の額を別紙 1 のとおり改定し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので、通知します。

ただし、2.生活費（月額）の改定は令和 6 年 8 月 1 日から適用することとします。

**【問い合わせ先】**

福祉部高齢介護室介護事業者課  
施設指導グループ 野田  
電 話：06-6944-2675  
FAX：06-6944-6670

## 軽費老人ホームが入所者から支払いを受ける利用料の額

大阪府軽費老人ホームの設置及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第112号）第17条第1項及び附則第9条第1項並びに第17条第3項及び附則第9条第3項の規定により、軽費老人ホーム（指定都市及び中核市の区域内に所在するものを除く。）が入所者から支払いを受ける利用料の額を次のとおり定める。

## 1 入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の額（月額）

## (1) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

対象 収入 による 階層 区分	1	～1,500,000円	10,000円
	2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
	3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
	4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
	5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
	6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
	7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
	8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
	9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
	10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
	11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
	12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
	13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
	14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
	15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円
	16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円
	17	3,000,001円～3,100,000円	92,000円
	18	3,100,001円～	当該施設におけるサービスの提供に要する費用の全額

注1 「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

注2 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号厚生労働省老健局長通知）の1（「対象収入」について）によるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成18年1月24日老計発第0124001号厚生労働省老健局計画課長通知）の第2の1の(1)（「前年」の対象収入の取扱い）、(3)（収入として認定するものの取扱い）及び(4)（必要経費の取扱い）に準じて取り扱うものとする。

注3 上記表による額が別表に定める1. 軽費老人ホーム（ケアハウス）におけるサービスの提供に要する基本額（月額）の額に、別表に定める3. 処遇改善に伴い軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額（月額）に加算する額を加えた額を超えるときは、当該施設におけるサービスの提供に要する基本額の額（月額）に、処遇改善に伴い軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額（月額）に加算する額を加えた額を入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の額（月額）とする。

注4 上記表の階層区分18の「当該施設におけるサービスの提供に要する費用の全額」については、別表に定める1. 軽費老人ホーム（ケアハウス）におけるサー

ビスの提供に要する基本額の額に、別表に定める3. 処遇改善に伴い軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額（月額）に加算する額を加えた額を入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の額（月額）とする。

注5 夫婦で入所する場合は、夫婦の収入及び必要経費を合算した額の2分の1の額をそれぞれの対象収入とする。

その額が150万円以下である場合は、この表に定める額から30%を減じた額をそれぞれの入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用（月額）とする。

（100円未満切り捨て）

注6 利用料の負担が困難な状況にある者については、必要に応じて市町村の生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うものとする。

## (2) 軽費老人ホームA型

### ① 平成3年7月1日以降の入所者

対象収入による階層区分	1	～1,500,000円	10,000円
	2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
	3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
	4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
	5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
	6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
	7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
	8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
	9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
	10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
	11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
	12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
	13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
	14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
	15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円
	16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円
	17	3,000,001円～3,100,000円	93,000円
	18	3,100,001円～3,200,000円	101,000円
	19	3,200,001円～3,300,000円	109,000円
	20	3,300,001円～3,400,000円	117,000円
	21	3,400,001円～	当該施設におけるサービスの提供に要する費用の全額

注 (1)の表の注1～注6による。なお、(1)の注4の区分18は区分21と読み替える。  
また、注3.4の別表に定める1. 軽費老人ホーム（ケアハウス）におけるサービスの提供に要する基本額（月額）は別表に定める2. 軽費老人ホームA型におけるサービスの提供に要する基本額（月額）と読み替える。

### ② 平成3年6月30日以前からの入所者

階層区	A	所得税	市町村民税非課税	10,000円
	B	非課税	市町村民税均等割のみ納税	15,000円
	C1	者	市町村民税所得割課税	20,000円
	C2		所得税額 ～7,300円	25,000円
	C3		所得税額 7,301円～14,900円	30,000円
	C4		所得税額 14,901円～22,200円	35,000円
	C5		所得税額 22,201円～29,700円	40,000円
	C6	所得税	所得税額 29,701円～37,200円	45,000円

分	C 7	課税者	所得税額 37,201 円～44,600 円	50,000 円
	C 8		所得税額 44,601 円～52,200 円	55,000 円
	C 9		所得税額 52,201 円～59,800 円	60,000 円
	C10		所得税額 59,801 円～	当該施設におけるサービスの提供に要する費用の全額

注1 この表による額が①の表による額を超える場合は、①の表による額を入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用（月額）とする。

注2 上記表による額が別表に定める2. 軽費老人ホームA型におけるサービスの提供に要する基本額（月額）の額に、別表に定める3. 処遇改善に伴い軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額（月額）に加算する額を加えた額を超えるときは、当該施設におけるサービスの提供に要する基本額（月額）の額に、処遇改善に伴い軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額（月額）に加算する額を加えた額を入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の額（月額）とする。

注3 上記表の階層区分C10の「当該施設におけるサービスの提供に要する費用の全額」については、別表に定める2. 軽費老人ホームA型におけるサービスの提供に要する基本額（月額）の額に、別表に定める3. 処遇改善に伴い軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額（月額）に加算する額を加えた額を入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の額（月額）とする。

## 2 生活費（月額）

地 域	軽費老人ホーム (ケアハウス)	軽費老人ホームA型
岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町	48,764 円	57,104 円
	冬期加算額 2,100 円	
阪南市、豊能町、能勢町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	46,324 円	54,414 円
	冬期加算額 1,910 円	

注 冬期加算額は、11月から翌年3月までの間算定するものとする。